

特別区設置協定書（案）の訂正にかかる新旧対照表

下線部：訂正箇所

新	旧
<p>五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係） （略）</p> <p>2. 特別区と大阪府の財政の調整</p> <p>（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合</p> <p>大阪府は、地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金を特別区に交付するものとする。</p> <p>特別区財政調整交付金の総額は、次に掲げるものの合算額（以下「調整税等の額」という。）に大阪府の条例で定める割合（以下「交付割合」という。）を乗じて得た額とする。ただし、特別区財政調整交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。</p> <p>① 法人市町村民税の収入額</p> <p>② 固定資産税の収入額</p> <p>③ 特別土地保有税の収入額</p> <p>④ 法人事業税交付金相当額（法人事業税の収入額に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）<u>第35条の4の5</u>の規定による率を乗じて得た額を事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額）</p> <p>（略）</p>	<p>五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第5条第1項第6号関係） （略）</p> <p>2. 特別区と大阪府の財政の調整</p> <p>（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合</p> <p>大阪府は、地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金を特別区に交付するものとする。</p> <p>特別区財政調整交付金の総額は、次に掲げるものの合算額（以下「調整税等の額」という。）に大阪府の条例で定める割合（以下「交付割合」という。）を乗じて得た額とする。ただし、特別区財政調整交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。</p> <p>① 法人市町村民税の収入額</p> <p>② 固定資産税の収入額</p> <p>③ 特別土地保有税の収入額</p> <p>④ 法人事業税交付金相当額（法人事業税の収入額に地方税法施行令（昭和25年政令第245号）<u>第57条の2の4</u>の規定による率を乗じて得た額を事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数で按分して得た額のうち特別区に係る額）</p> <p>（略）</p>

新						旧					
別表第1-3 (中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務)						別表第1-3 (中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務)					
法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考	法令名称	条項等	条項ごとの事務	大都市 特例等	東京都 の権限	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
土壌汚染 対策法	第14条 第1項	土壌の汚染状態が <u>環境省令で定める 基準に適合しない</u> 土地の区域の指定 の申請の受理及び 当該指定	中核市	都		土壌汚染 対策法	第14条 第1項	土壌の汚染状態が <u>環境省令に適合し ない土地の区域の</u> 指定の申請の受理 及び当該指定	中核市	都	
土壌汚染 対策法	第14条 第2項	土壌の汚染状態が <u>環境省令で定める 基準に適合しない</u> 土地の区域の指定 の申請の受理及び 当該指定	中核市	都		土壌汚染 対策法	第14条 第2項	土壌の汚染状態が <u>環境省令に適合し ない土地の区域の</u> 指定の申請の受理 及び当該指定	中核市	都	
土壌汚染 対策法	第14条 第3項	土壌の汚染状態が <u>環境省令で定める 基準に適合しない</u> 土地の区域の指定 の申請の受理及び 当該指定	中核市	都		土壌汚染 対策法	第14条 第3項	土壌の汚染状態が <u>環境省令に適合し ない土地の区域の</u> 指定の申請の受理 及び当該指定	中核市	都	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
土壌汚染 対策法施 行規則	第 45 条	土地の形質の変更 に係る確認の申請 の受理及び確認	中核市	都		土壌汚染 対策法施 行規則	第 45 条	土地の形質の変更 にかか <u>る</u> 確認の申 請の受理及び確認	中核市	都	
土壌汚染 対策法施 行規則	第 46 条 第 3 項	土地の形質の変更 の施行方法に係る 確認の申請の受理 及び確認	中核市	都		土壌汚染 対策法施 行規則	第 46 条 第 3 項	土地の形質の変更 の施行方法にかか る確認の申請の受 理及び確認	中核市	都	
土壌汚染 対策法施 行規則	第 50 条	形質変更時要届出 区域における土地 の形質の変更の禁 止の例外となる行 為に関する帯水層 の <u>深さ等</u> の確認	中核市	都		土壌汚染 対策法施 行規則	第 50 条	形質変更時要届出 区域における土地 の形質の変更の禁 止の例外となる行 為に関する帯水層 の <u>位置</u> の確認	中核市	都	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)